

文部科学省

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

お知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入の大幅な減少により、大学での修学の継続が困難になっている学生に対し、修学をあきらめることがないよう創設された制度です。

◇文部科学省より情報公開

アドレス：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

【申請者の要件】 次のⅠ～Ⅲを満たすこと

- I. 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
- II. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
- III. 既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②第一種奨学金（無利子貸与）、③民間等を含め申請が可能な支援制度など）を利用していること

【支給額】

住民税非課税世帯の学生：20万円、それ以外の学生：10万円

○申請希望者からの大学への申請期限：6月8日（月）

募集内容など文科省ホームページをご確認ください。

※本学で募集・申請手続きを行います。

申請書：http://www.fukuoka-wjc.ac.jp/osirase/pdf/2020_kinkyu-kyufu.pdf

○申請者の審査を行います。（推薦枠内での選考）

※申請書を上記アドレスより出力し、必要項目に全て記入のうえ、添付書類と共に学生支援課まで郵送してください。

問合せ先（郵送）

〒818-0193 福岡県太宰府市五条4丁目16-1

福岡女子短期大学 学生支援課

☎092-922-9710